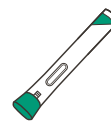




デュピクセント<sup>®</sup>  
皮下注300mgペン



# 高額療養費（薬剤費） シミュレーター



個々の患者さんに応じた  
薬剤費自己負担額の確認に  
お役立てください

**【ご注意ください】**

高額療養費（薬剤費）シミュレーターの金額は、デュピクセント<sup>®</sup>皮下注300mgペンによる治療を受けた場合の自己負担額の目安となります。目安の金額以外にも在宅自己注射指導管理料、再診料や検査料などの費用がかかります。本剤を含めた治療にあたっては、医師の判断に基づき、自己注射への適格性を考慮の上、患者さんに適切な本数をご処方ください。

# コントロール不良の重症喘息患者さんは、 様々な負担を感じています

■ 呼吸が苦しくて眠りづらい、  
熟睡できない<sup>1)</sup>



■ 仕事に集中できない<sup>2)</sup>



■ 不安やうつ病の症状が  
悪化しがち<sup>3)</sup>



■ 外での活動、  
日常の活動が損なわれる<sup>2,4)</sup>



1) Sanz de Burgoa V et al. J Investig Allergol Clin Immunol 2016; 26: 256-262

2) Chen H et al. Value Health 2008; 11: 231-239

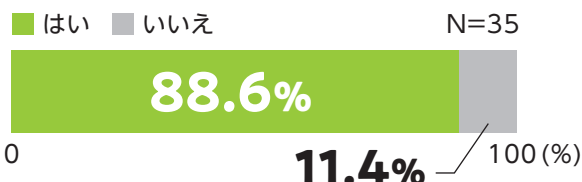
3) Di Marco F et al. Respir Med 2010; 104: 22-28

4) Demoly P et al. Eur Respir Rev 2012; 21: 66-74

# 【参考】在宅自己注射(1処方あたり最大90日分)を経験した患者さんのアンケート調査データ<sup>5)</sup>

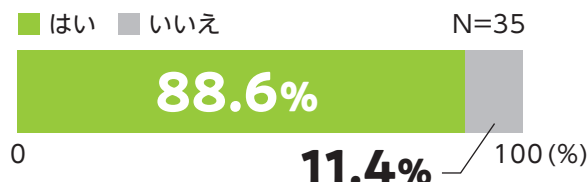
## ■ 医療費

(ペン型注入器での)自己注射で、経済的負担が軽減されましたか？



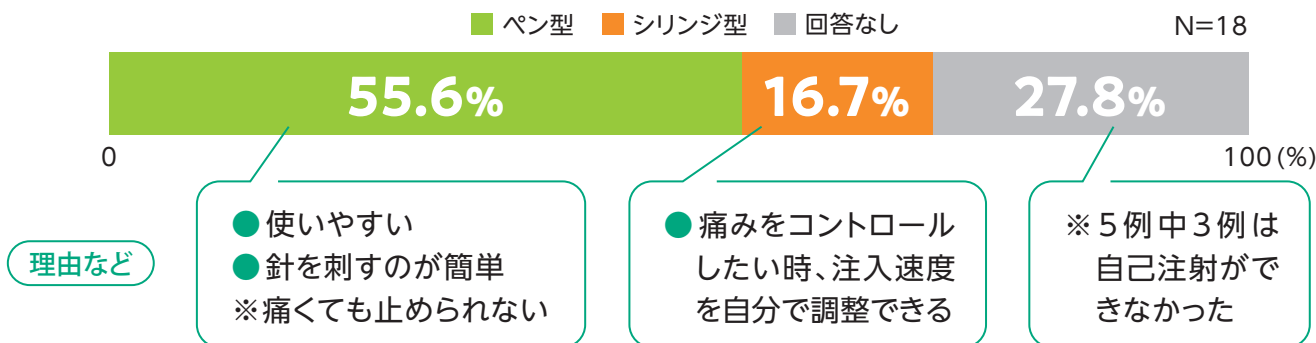
## ■ 通院

(ペン型注入器での)自己注射で、通院にかかる時間や労力が軽減されましたか？



## ■ 注入器の種類

(シリンジ型注入器の使用歴がある18例への質問)  
シリンジ型とペン型、どちらが好みですか？



## ■ 在宅自己注射の継続希望

在宅自己注射をやめて、病院で看護師(または病院スタッフ)に注射してもらいたいですか？



### 試験概要

●目的：在宅自己注射の意義とペン型注入器の有用性について検討した。

●対象：近畿大学奈良病棟の呼吸器・アレルギー内科または皮膚科の通院患者で、ペン型注入器を用いたデュピクセントまたはメボリズマブの在宅自己注射が導入され、12週間分の処方を受けていた35例(男性16例、女性19例、平均年齢54.9±16.7歳)。疾患の内訳はアトピー性皮膚炎18例、気管支喘息単独14例、気管支喘息+鼻茸を伴う慢性鼻副鼻腔炎3例であり、ペン型注入器を使用する前にシリンジ型注入器を使用していたのは35例中18例であった。また、年収770万円以下の患者は回答のあった31例中29例であった。

●方法：ペン型注入器の導入から148.0±68.6日後にその意義(医療費負担、通院負担、在宅自己注射の継続希望)について質問票による調査を実施した。シリンジ型注入器の使用歴がある18例には、ペン型注入器への切り替え後にシリンジ型注入器/ペン型注入器の嗜好性を調査した。

●結果：1例を除くすべての患者が在宅自己注射の継続を希望した。ほとんどの患者が「経済的負担が軽減されたか」、「通院の手間と時間が節約されたか」の問いに「はい」と回答した(いずれも88.6%)。デュピクセントを投与された6例の患者が副作用を訴えたが、1例を除いて全員が治療を継続した。以前シリンジ型注入器を使用していた13例のうち、10例はその使いやすさからペン型を好んだが、3例(23%)は疼痛コントロールのために注入速度を自己調整できるシリンジ型を好んだ。

●リミテーション：2つの薬剤による治療が推奨される患者数を特定できず、治療を開始した患者のみを対象とした。そのため、治療導入率は算出できなかった。また、導入に失敗した理由も不明である。

5) Hanada S et al. Patient Prefer Adherence 2023; 17: 2847-2853

著者にサノフィ株式会社より謝礼金等を受領している者及び同社のコンサルタントを務めている者が含まれる。

# 医療費の自己負担割合と高額療養費制度

## 医療費の自己負担割合\*



\*自治体によっては、独自の医療費助成制度がある場合があります。 \*\*75歳以上の一部のの方は2割負担になります。

## 高額療養費制度

医療費が高額になった場合に、その自己負担額を軽減する国の制度です

### 高額療養費制度の仕組み

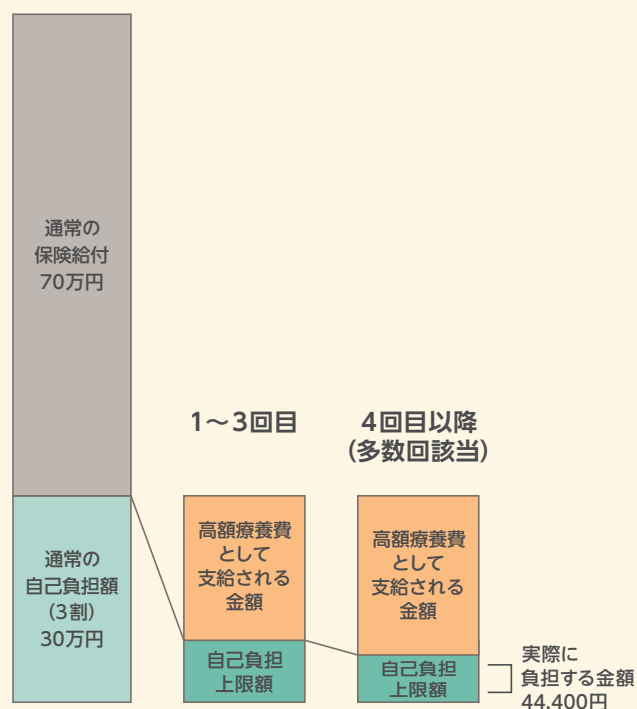
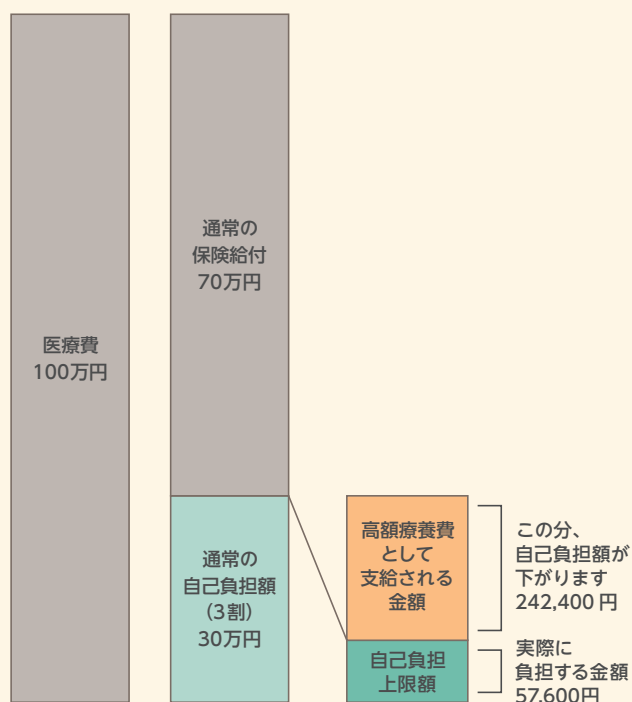
1ヵ月(その月の1日～末日)の間に医療機関の窓口で支払うべき額(自己負担額)が一定の金額を超えることになった場合、自己負担額を一定額(自己負担上限額)にまでおさえることができる制度です。

### 負担をさらに軽減する仕組み 高額療養費制度の多数回該当

直近12ヵ月以内に3回以上高額療養費制度の適用を受けた場合(これを「多数回該当」といいます)、4回目以降の月の自己負担の上限額がさらに引き下げられます。

例

1ヵ月の医療費(10割)が100万円だった場合  
69歳以下、適用区分「エ」  
(～年収 約370万円)の方の場合



年齢と年収の2ステップで  
自己負担額の目安を確認しましょう

患者さんは何歳ですか？

69歳以下 .....> 1

70歳以上 .....> 2

# 1 69歳以下

患者さんの年収は  
どの区分に当てはまりますか？

約770万円～<sup>※1,※2</sup> .....→ **3**

約370万～約770万円<sup>※3</sup> .....→ **4**

～約370万円<sup>※4</sup> .....→ **5**

住民税非課税世帯<sup>※5</sup> .....→ **6**

※1: 69歳以下、適用区分「ア」に該当。健保:標準報酬月額83万円以上、国保:旧ただし書き所得901万円超

※2: 69歳以下、適用区分「イ」に該当。

健保:標準報酬月額53万～79万円、国保:旧ただし書き所得600万～901万円

※3: 69歳以下、適用区分「ウ」に該当。

健保:標準報酬月額28万～50万円、国保:旧ただし書き所得210万～600万円

※4: 69歳以下、適用区分「エ」に該当。健保:標準報酬月額26万円以下、国保:旧ただし書き所得210万円以下

※5: 69歳以下、適用区分「オ」に該当。

## 患者さんの年収は どの区分に当てはまりますか？

- 約770万円～<sup>※6,※7</sup> .....> **3**
- 約370万～約770万円<sup>※8</sup> .....> **4**
- 約156万～約370万円  
(医療費2割負担)<sup>※9</sup> .....> **7**
- 約156万～約370万円  
(医療費1割負担)<sup>※10</sup> .....> **8**
- 住民税非課税世帯  
(医療費2割負担)<sup>※11,※12</sup> .....> **9**
- 住民税非課税世帯  
(医療費1割負担)<sup>※11,※12</sup> .....> **10**

※6: 70歳以上、適用区分「現役並み」[Ⅲ(3割負担)]に該当。標準報酬月額83万円以上、課税所得690万円以上

※7: 70歳以上、適用区分「現役並み」[Ⅱ(3割負担)]に該当。標準報酬月額53万円以上、課税所得380万円以上

※8: 70歳以上、適用区分「現役並み」[Ⅰ(3割負担)]に該当。標準報酬月額28万円以上、課税所得145万円以上

※9: 70歳以上、適用区分「一般」(2割負担)に該当。標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満等

※10: 70歳以上、適用区分「一般」(1割負担)に該当。標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満等

※11: 70歳以上、適用区分「住民税非課税等」[Ⅱ 住民税非課税世帯]に該当。

※12: 70歳以上、適用区分「住民税非課税等」[Ⅰ 住民税非課税世帯]に該当。年金収入80万円以下など

3

69歳以下 70歳以上

年収 約770万円~の場合 ※1,※2,※6,※7

3

## ▶ 薬剤費だけでは高額療養費制度が適用されません

■ デュピクセント® ペンの薬剤費：3割負担(1本16,098円) 2024年11月時点

	導入:院内注射		維持療法時(院内/自己注射)			
	初回の注射 (2本)	2回目の注射 (1本)	2週間分 (1本)	1ヵ月分 (2本)	2ヵ月分 (4本)	3ヵ月分 (6本)
窓口で 支払う額 (3割)	32,195円	16,098円	16,098円	32,195円	64,391円	96,586円
自己負担 上限額	デュピクセント®の薬剤費だけでは定められた金額を 超えないため、高額療養費制度が適用されません*					
高額療養費 支給金額	—	—	—	—	—	—
	同月に初回と2回目の 注射をした場合の薬剤費 48,293円		*月の自己負担上限額: 年収約1,160万円以上では「252,600円+(医療費-842,000円)×1%」、年収約770万 以上~約1,160万円以上では「167,400円+(医療費-558,000円)×1%」で計算するが、 薬剤費を医療費に代入しても「窓口で支払う額」が自己負担上限額に届かないため。			

デュピクセント®の薬剤費以外に、  
医療費を払っていませんか？

1ヵ月の医療費を合算することで、高額療養費制度を適用できる場合があります。

合算方法は、以下の2通りあります。

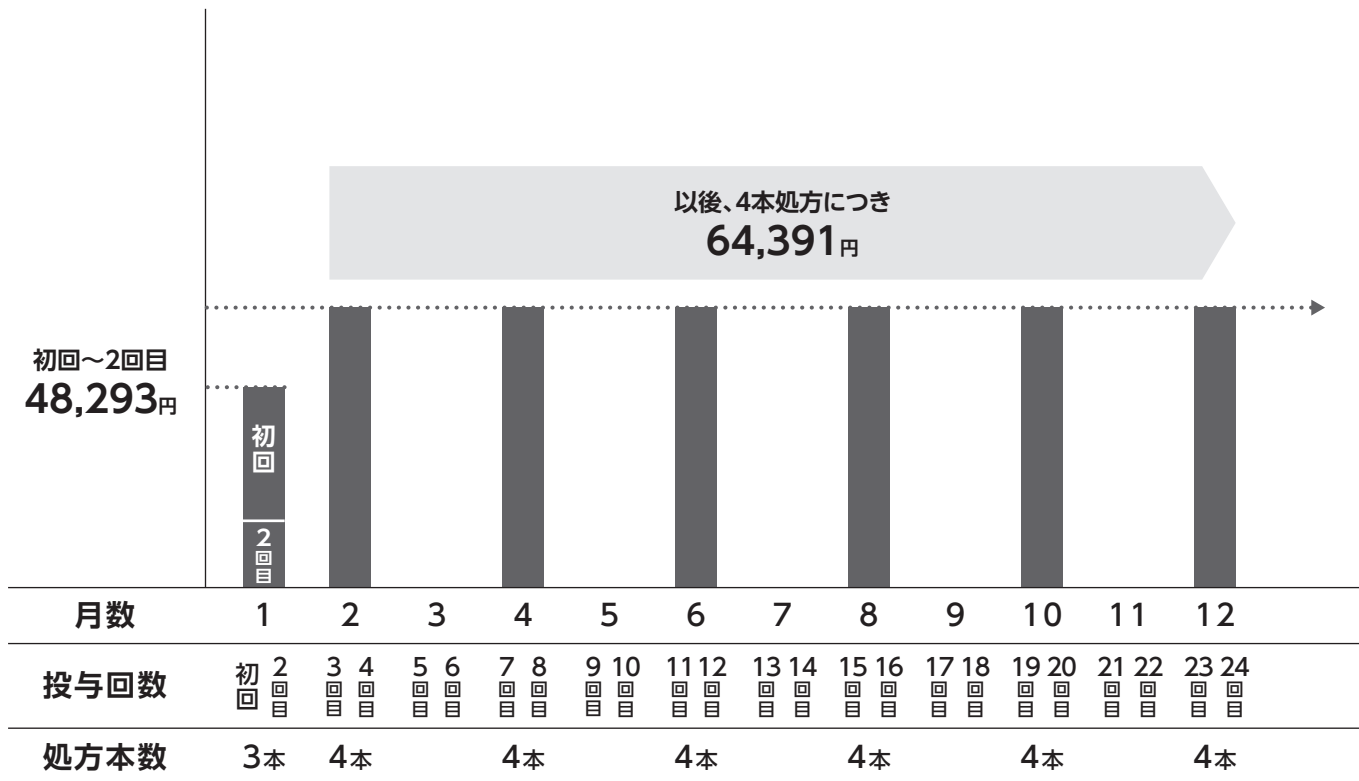
同一人合算

世帯合算

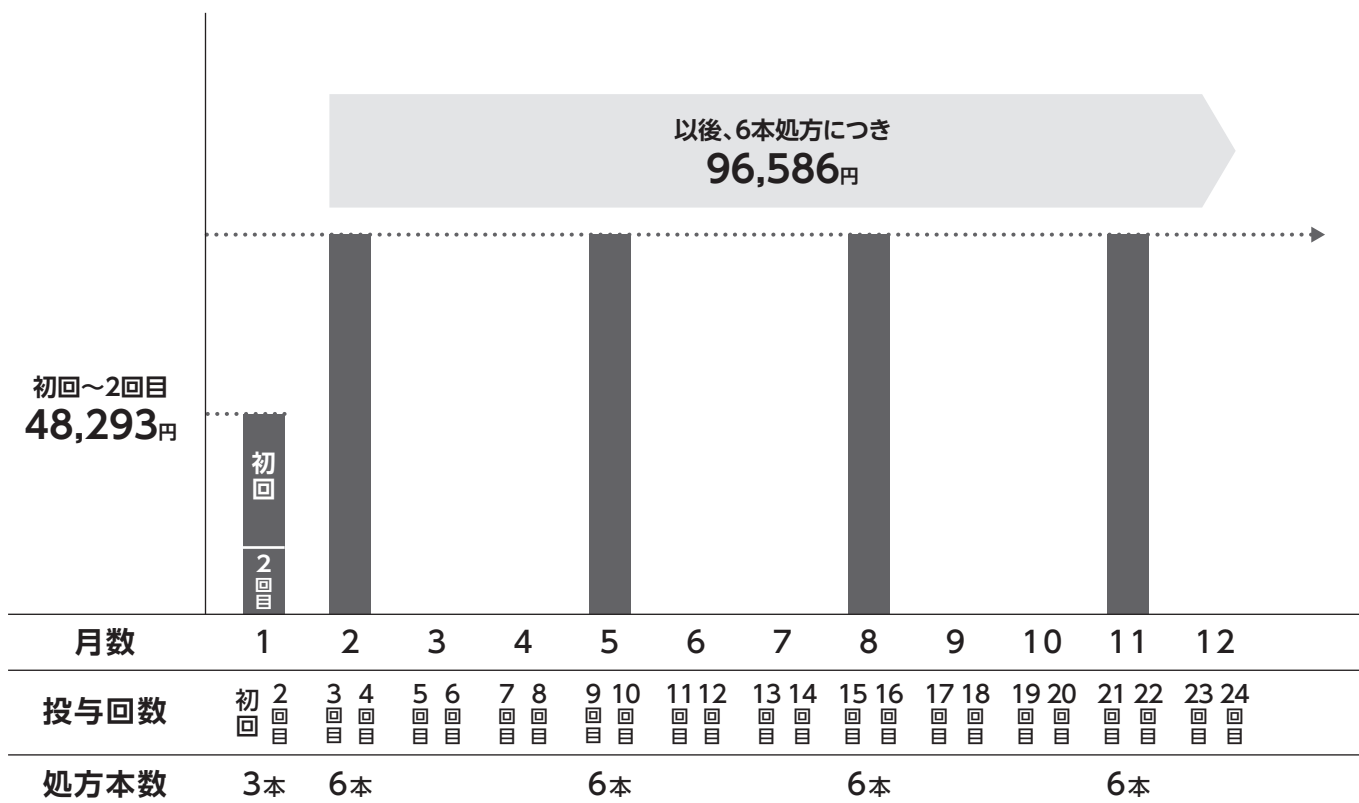
→詳しくは **11** をご参照ください。

2024年11月時点

### ■ 2ヵ月分(4本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



### ■ 3ヵ月分(6本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



4

69歳以下 70歳以上

年収 約370万～約770万円の場合<sup>※3,※8</sup>

## ▶ 条件によって、薬剤費のみで高額療養費制度が適用されます

■ デュピクセント<sup>®</sup> ペンの薬剤費：3割負担(1本16,098円) 2024年11月時点

	導入:院内注射		維持療法時(院内/自己注射)			
	初回の注射 (2本)	2回目の注射 (1本)	2週間分 (1本)	1ヵ月分 (2本)	2ヵ月分 (4本)	3ヵ月分 (6本)
窓口で 支払う額 (3割)	32,195円	16,098円	16,098円	32,195円	64,391円	96,586円
自己負担 上限額	デュピクセント <sup>®</sup> の薬剤費だけでは定められた金額を超えないため、高額療養費制度が適用されません*					80,650円**
高額療養費 支給金額	—	—	—	—	—	15,936円
	同月に初回と2回目の 注射をした場合の薬剤費 48,293円		*月の自己負担上限額は年収約370万～約770万円では「80,100円+(医療費-267,000円)×1%」で計算するが、薬剤費を医療費に代入しても「窓口で支払う額」が自己負担上限額に届かないため。 **上記の式から、薬剤費を医療費に代入して算出。			

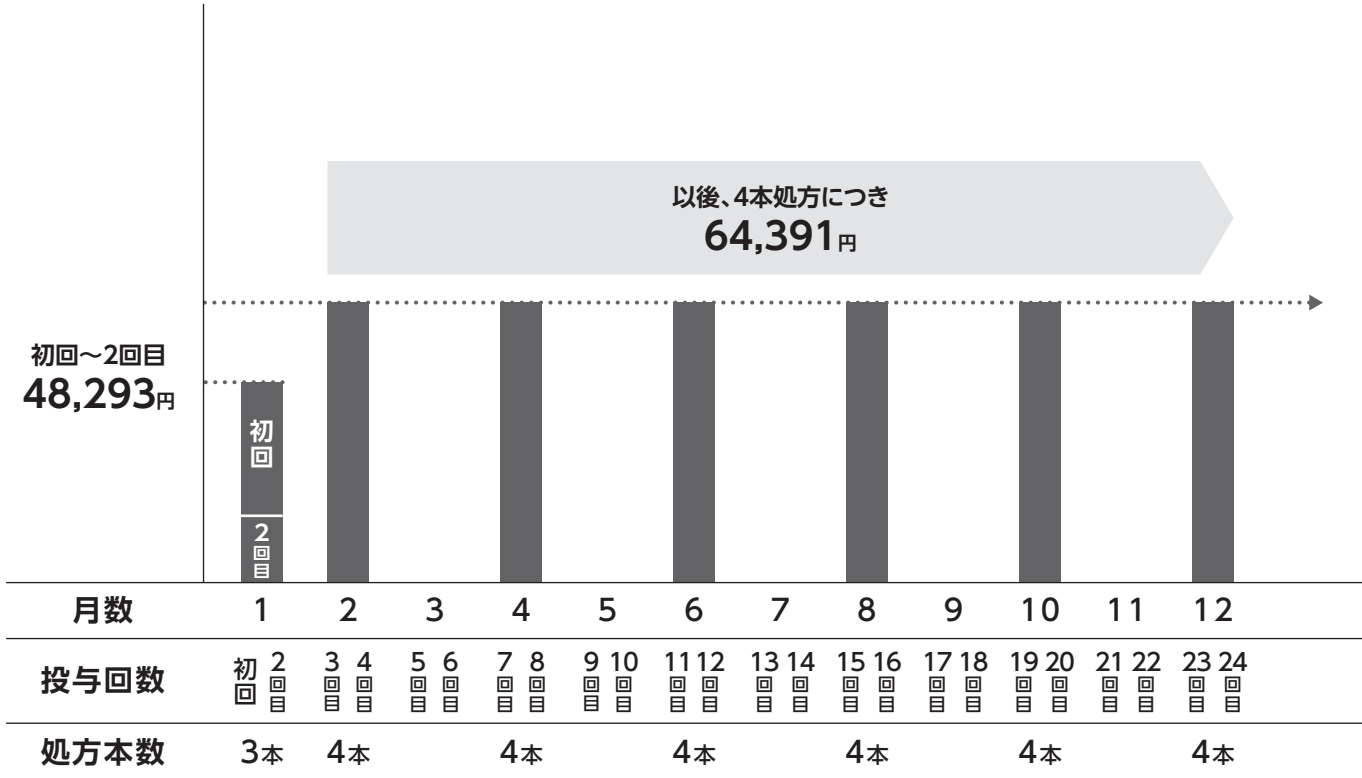
**3ヵ月分(6本)の場合、  
高額療養費制度と4回目以降の  
多数回該当が適用されます**

2週間分、1ヵ月分、2ヵ月分の処方では高額療養費制度および多数回該当が適用にならない可能性があります。

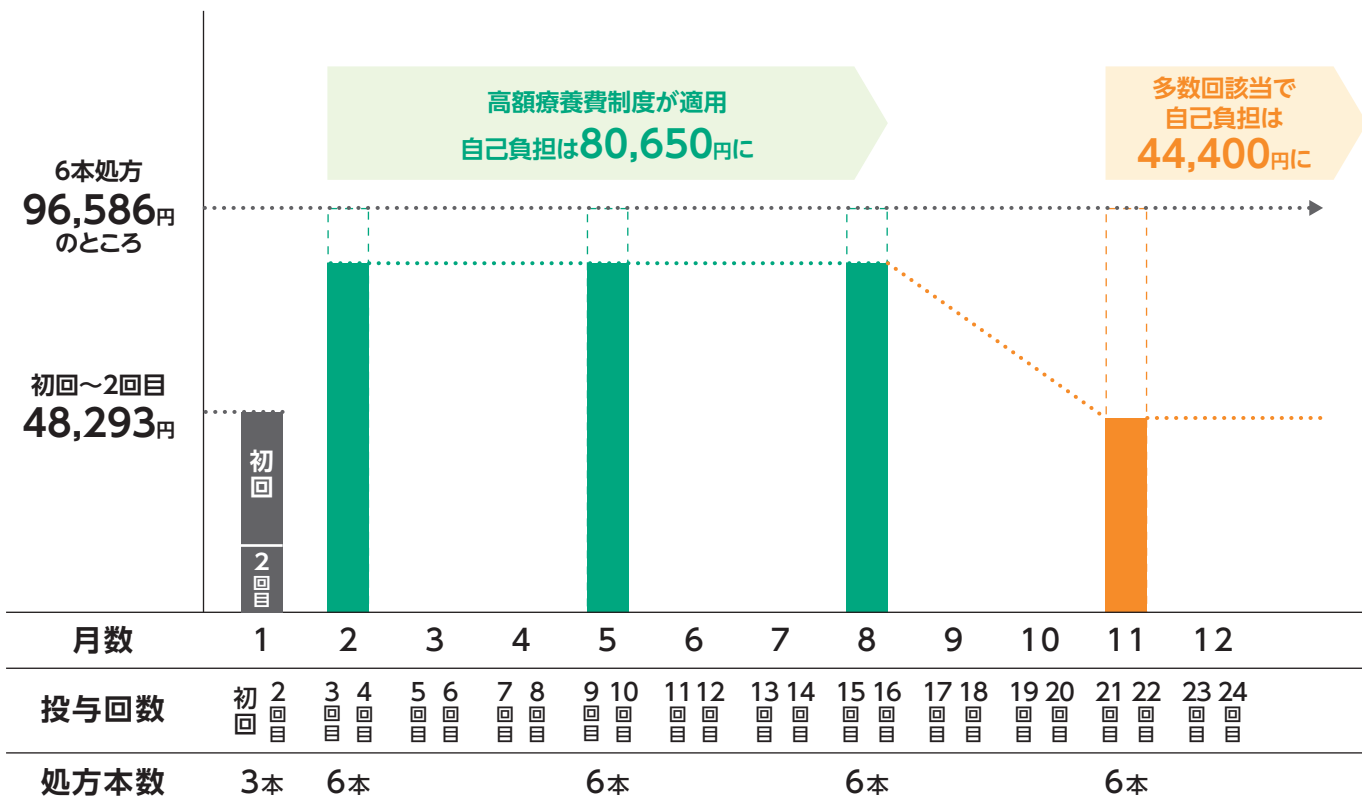
ただし、1ヵ月の医療費を合算することで、高額療養費制度が適用されるかもしれません。

→詳しくは **11** をご参照ください。

### ■ 2ヵ月分(4本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



### ■ 3ヵ月分(6本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



5

69歳以下

~年収 約370万円の場合※4

▶ 条件によって、薬剤費のみで  
高額療養費制度が適用されます

■ デュピクセント® ペンの薬剤費：3割負担(1本16,098円) 2024年11月時点

	導入:院内注射		維持療法時(院内/自己注射)			
	初回の注射 (2本)	2回目の注射 (1本)	2週間分 (1本)	1ヵ月分 (2本)	2ヵ月分 (4本)	3ヵ月分 (6本)
窓口で 支払う額 (3割)	32,195円	16,098円	16,098円	32,195円	64,391円	96,586円
自己負担 上限額	57,600円*					
高額療養費 支給金額	—	—	—	—	6,791円	38,986円
	同月に初回と2回目の 注射をした場合の薬剤費 48,293円		*月の自己負担上限額は一律57,600円。			

2ヵ月分(4本)、3ヵ月分(6本)の場合、  
高額療養費制度と4回目以降の  
多数回該当が適用されます

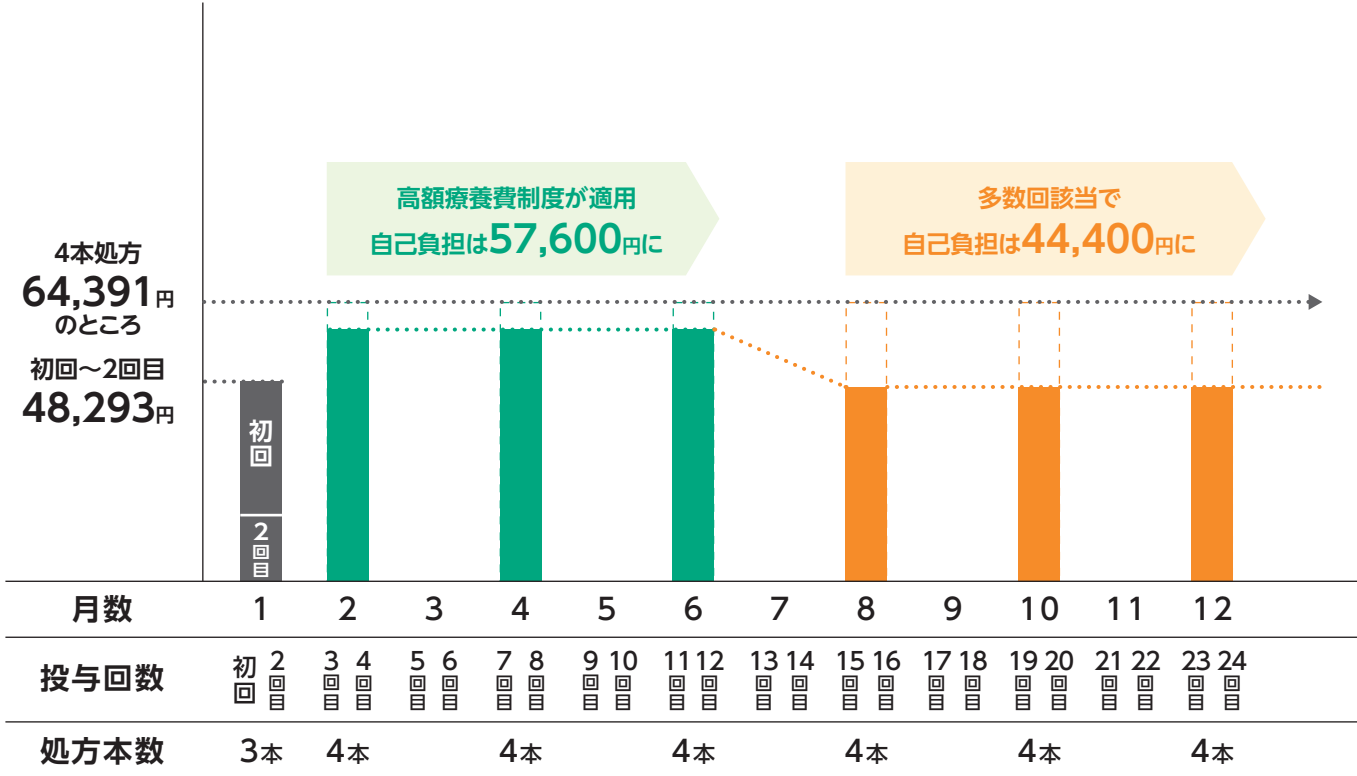
2週間分、1ヵ月分の処方では高額療養費制度および多数回該当が適用にならない可能性があります。

ただし、1ヵ月の医療費を合算することで、高額療養費制度が適用されるかもしれません。

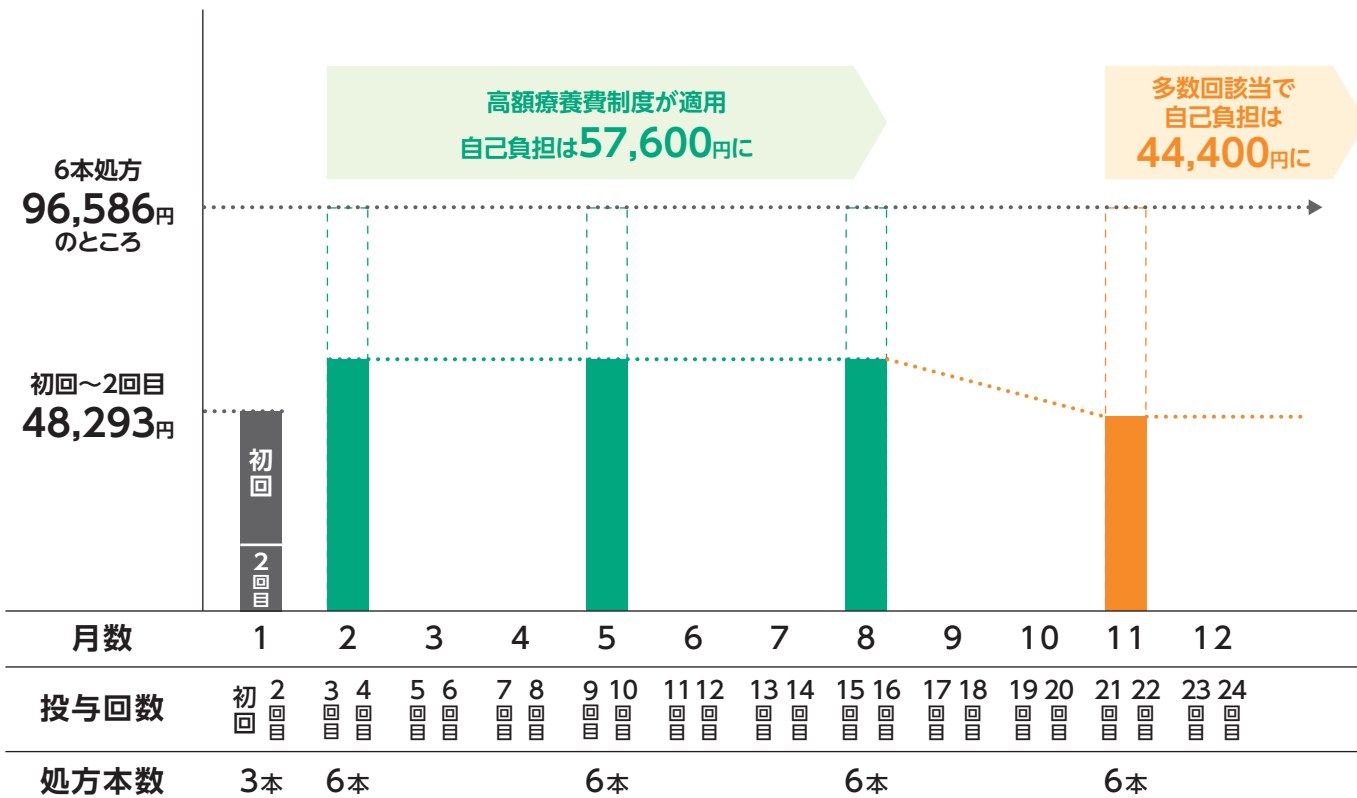
→詳しくは **11** をご参照ください。

2024年11月時点

## ■ 2ヵ月分(4本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## ■ 3ヵ月分(6本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## ▶ 条件によって、薬剤費のみで 高額療養費制度が適用されます

■ デュピクセント<sup>®</sup> ペンの薬剤費：3割負担（1本16,098円） 2024年11月時点

	導入：院内注射		維持療法時（院内/自己注射）			
	初回の注射 （2本）	2回目の注射 （1本）	2週間分 （1本）	1ヵ月分 （2本）	2ヵ月分 （4本）	3ヵ月分 （6本）
窓口で 支払う額 （3割）	32,195円	16,098円	16,098円	32,195円	64,391円	96,586円
自己負担 上限額	35,400円*					
高額療養費 支給金額	—	—	—	—	28,991円	61,186円
	同月に初回と2回目の 注射をした場合の薬剤費 48,293円		▶ 薬剤費だけで高額療養費制度が適用されます*			

\*月の自己負担上限額は一律35,400円。

**2ヵ月分（4本）、3ヵ月分（6本）の場合、  
高額療養費制度と4回目以降の  
多数回該当が適用されます**

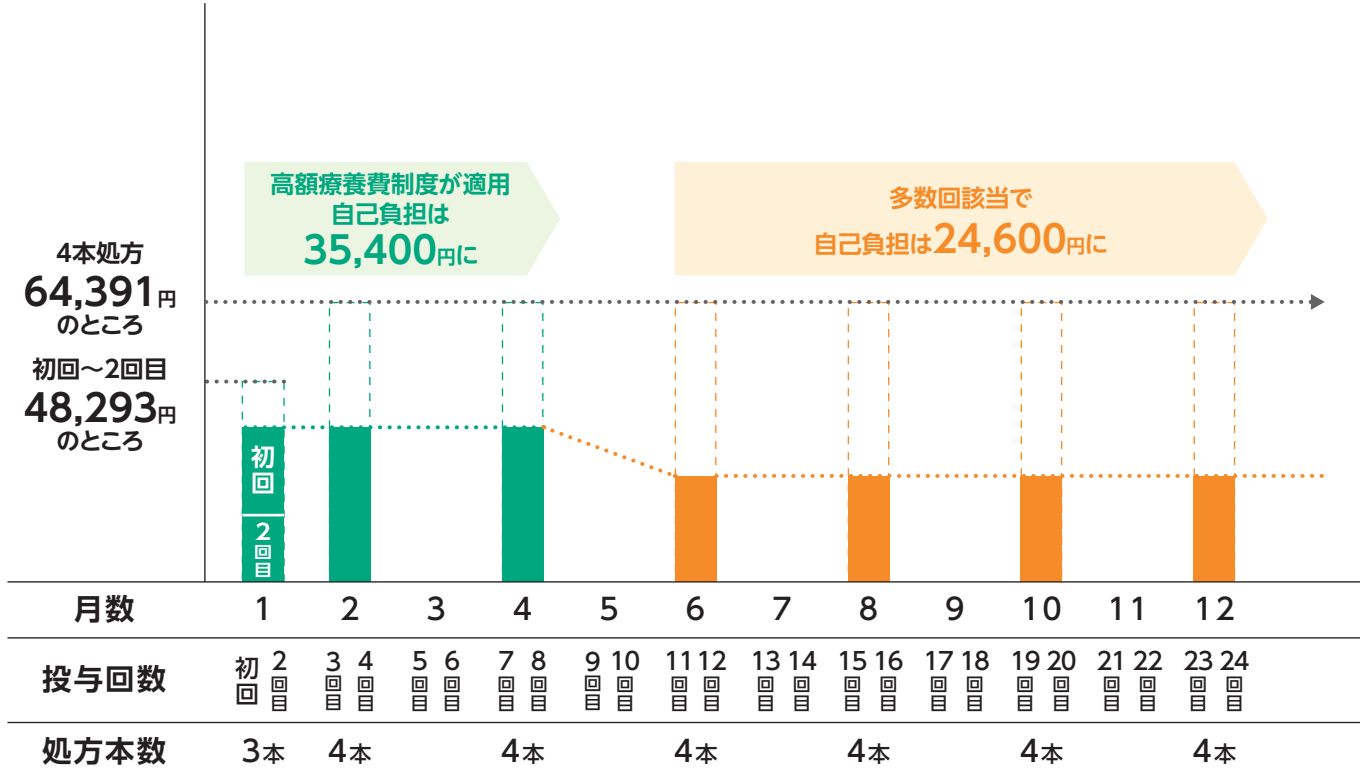
2週間分、1ヵ月分の処方では高額療養費制度および多数回該当が適用にならない可能性があります。

ただし、1ヵ月の医療費を合算することで、高額療養費制度が適用されるかもしれません。

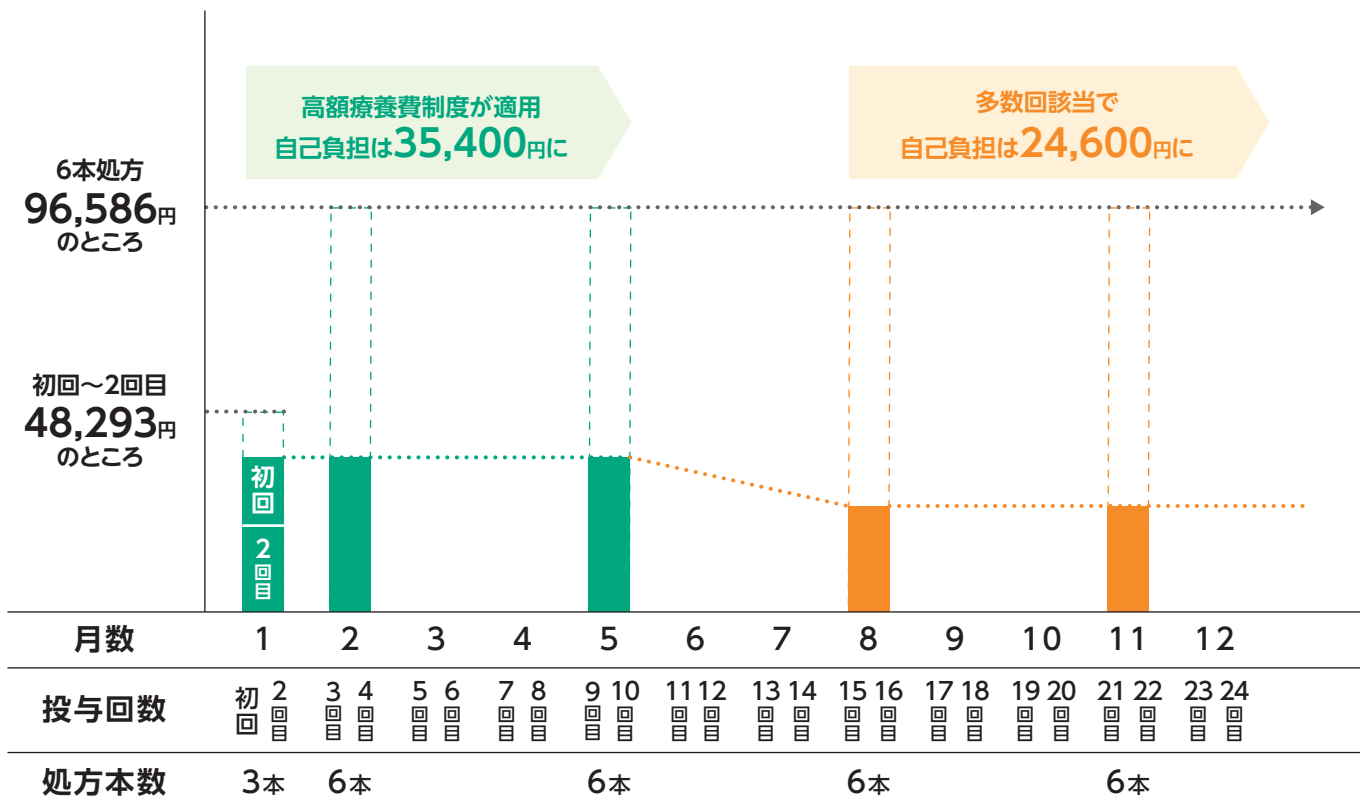
→詳しくは **11** をご参照ください。

2024年11月時点

## ■ 2ヵ月分(4本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## ■ 3ヵ月分(6本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



7

70歳以上

年収約156万～約370万円(医療費2割負担)の場合※9

## ▶ 条件によって、薬剤費のみで高額療養費制度が適用されます

■ デュピクセント® ペンの薬剤費：2割負担(1本10,732円) 2024年11月時点

	導入:院内注射		維持療法時(院内/自己注射)			
	初回の注射 (2本)	2回目の注射 (1本)	2週間分 (1本)	1ヵ月分 (2本)	2ヵ月分 (4本)	3ヵ月分 (6本)
窓口で 支払う額 (2割)	21,464円	10,732円	10,732円	21,464円	42,927円	64,391円
自己負担 上限額	18,000円(年間上限144,000円)*					
高額療養費 支給金額	3,464円	—	—	3,464円	24,927円	46,391円
	同月に初回と2回目の 注射をした場合の薬剤費 32,196円		▶ 薬剤費だけで高額療養費制度が適用されます*			

\*月の自己負担上限額は外来のみの場合、一律18,000円で、年間144,000円の上限がある。

その他に医療費の支払いがあっても、  
外来のみの場合の支払いの上限額は18,000円です

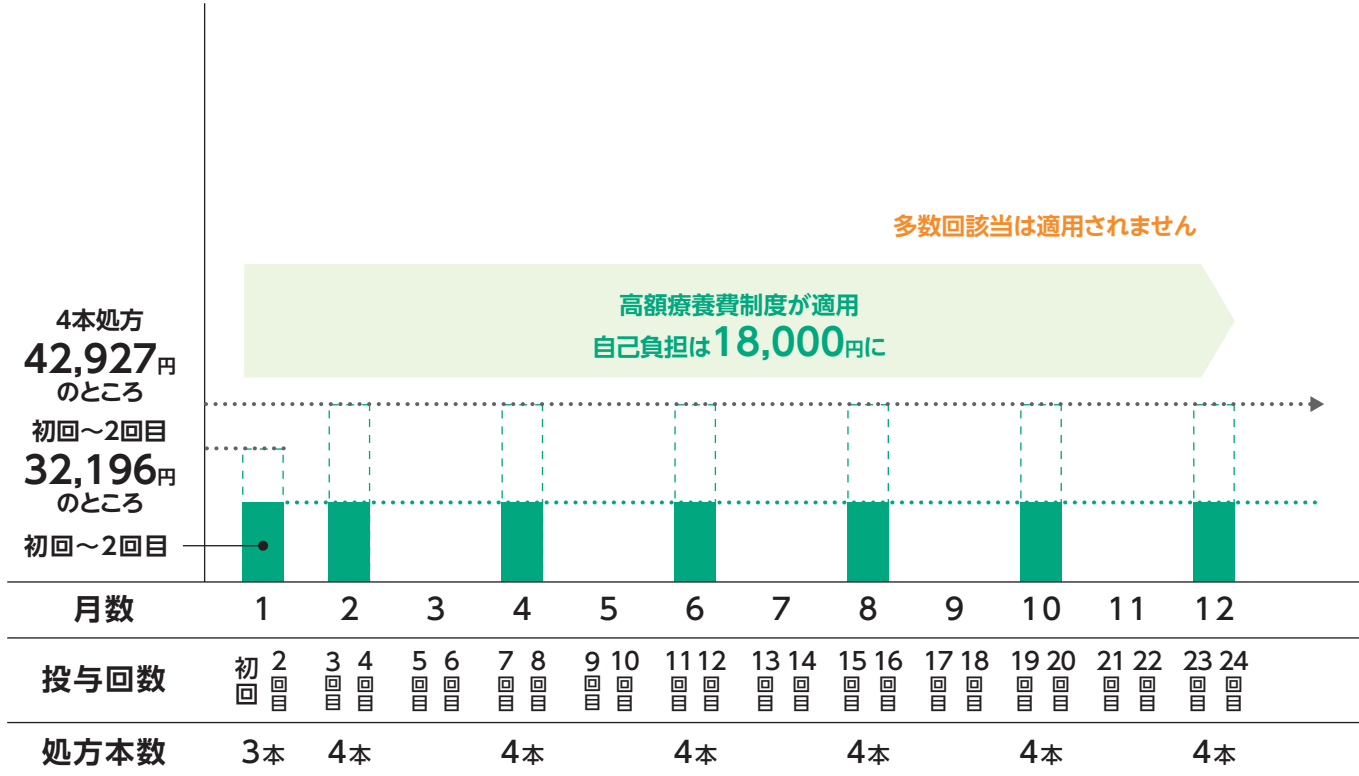
外来のみの場合、18,000円を超える分は高額療養費から支払われます。  
1ヵ月の医療費を合算しておくと、どのくらいの金額が高額療養費で支払われるのかわかります。

→詳しくは **11** をご参照ください。

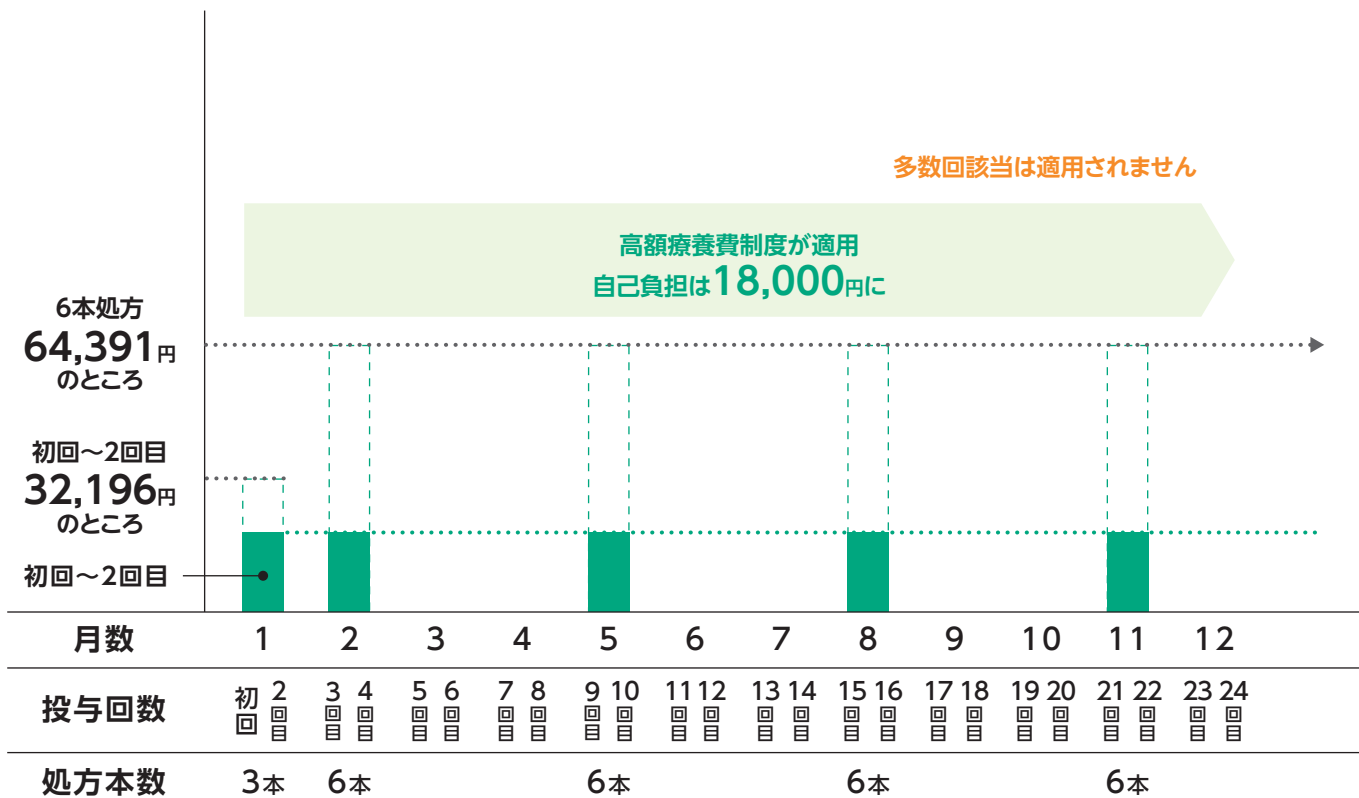
7

2024年11月時点

## ■ 2ヵ月分(4本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## ■ 3ヵ月分(6本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## ▶ 条件によって、薬剤費のみで高額療養費制度が適用されます

■ デュピクセント® ペンの薬剤費：1割負担(1本5,366円) 2024年11月時点

	導入:院内注射		維持療法時(院内/自己注射)			
	初回の注射 (2本)	2回目の注射 (1本)	2週間分 (1本)	1ヵ月分 (2本)	2ヵ月分 (4本)	3ヵ月分 (6本)
窓口で 支払う額 (1割)	10,732円	5,366円	5,366円	10,732円	21,464円	32,195円
自己負担 上限額	18,000円(年間上限144,000円)*					
高額療養費 支給金額	—	—	—	—	3,464円	14,195円
	同月に初回と2回目の 注射をした場合の薬剤費 16,098円		*月の自己負担上限額は外来のみの場合、一律18,000円で、年間144,000円の上限がある。			

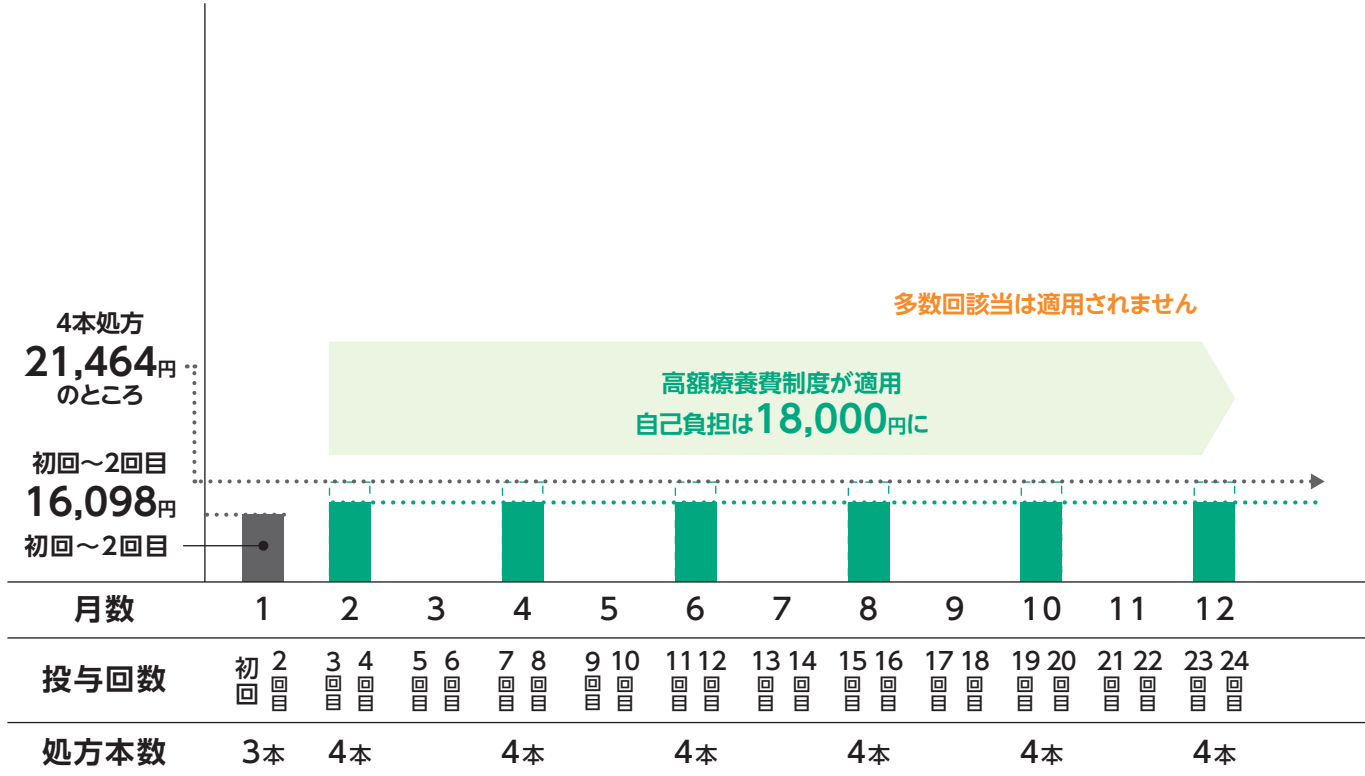
その他に医療費の支払いがあっても、  
外来のみの場合の支払いの上限額は18,000円です

外来のみの場合、18,000円を超える分は高額療養費から支払われます。  
1ヵ月の医療費を合算しておくと、どのくらいの金額が高額療養費で支払われるのかわかります。

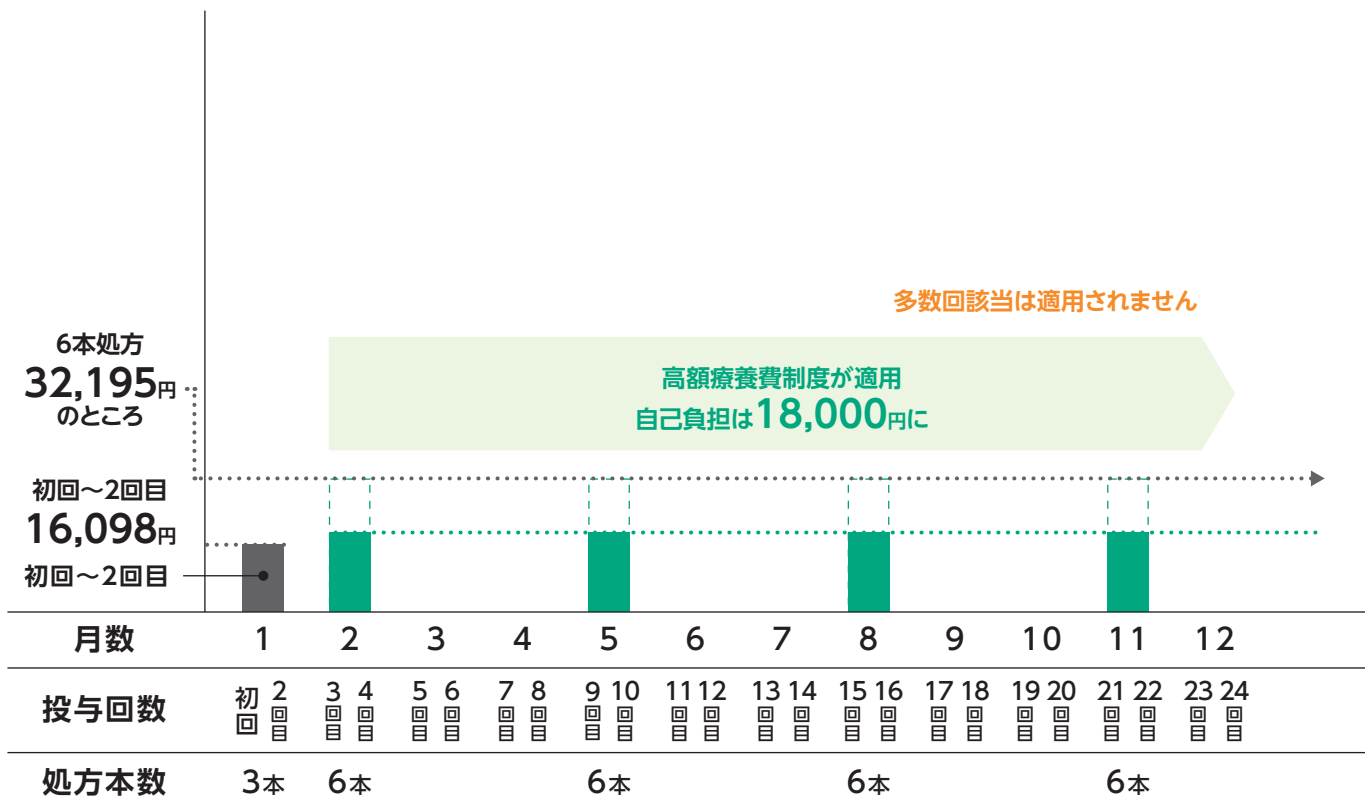
→詳しくは **11** をご参照ください。

2024年11月時点

## ■ 2ヵ月分(4本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## ■ 3ヵ月分(6本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## ▶ 条件によって、薬剤費のみで高額療養費制度が適用されます

■ デュピクセント® ペンの薬剤費：2割負担(1本10,732円) 2024年11月時点

	導入:院内注射		維持療法時(院内/自己注射)			
	初回の注射 (2本)	2回目の注射 (1本)	2週間分 (1本)	1ヵ月分 (2本)	2ヵ月分 (4本)	3ヵ月分 (6本)
窓口で 支払う額 (2割)	21,464円	10,732円	10,732円	21,464円	42,927円	64,391円
自己負担 上限額	8,000円*					
高額療養費 支給金額	13,464円	2,732円	2,732円	13,464円	34,927円	56,391円
	同月に初回と2回目の 注射をした場合の薬剤費 32,196円		▶ 薬剤費だけで高額療養費制度が適用されます*			

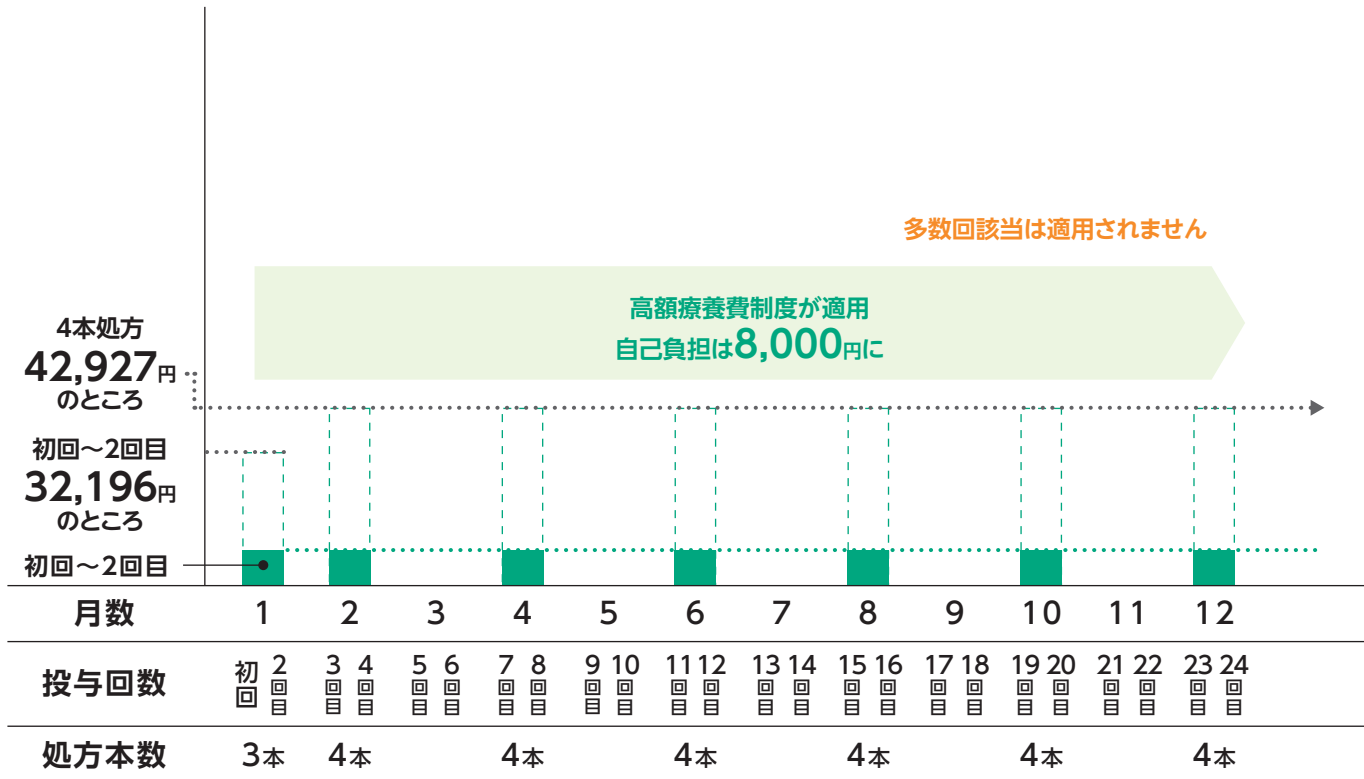
\*月の自己負担上限額は外来のみの場合、一律8,000円。

その他に医療費の支払いがあっても、  
外来のみの場合の支払いの上限額は8,000円です

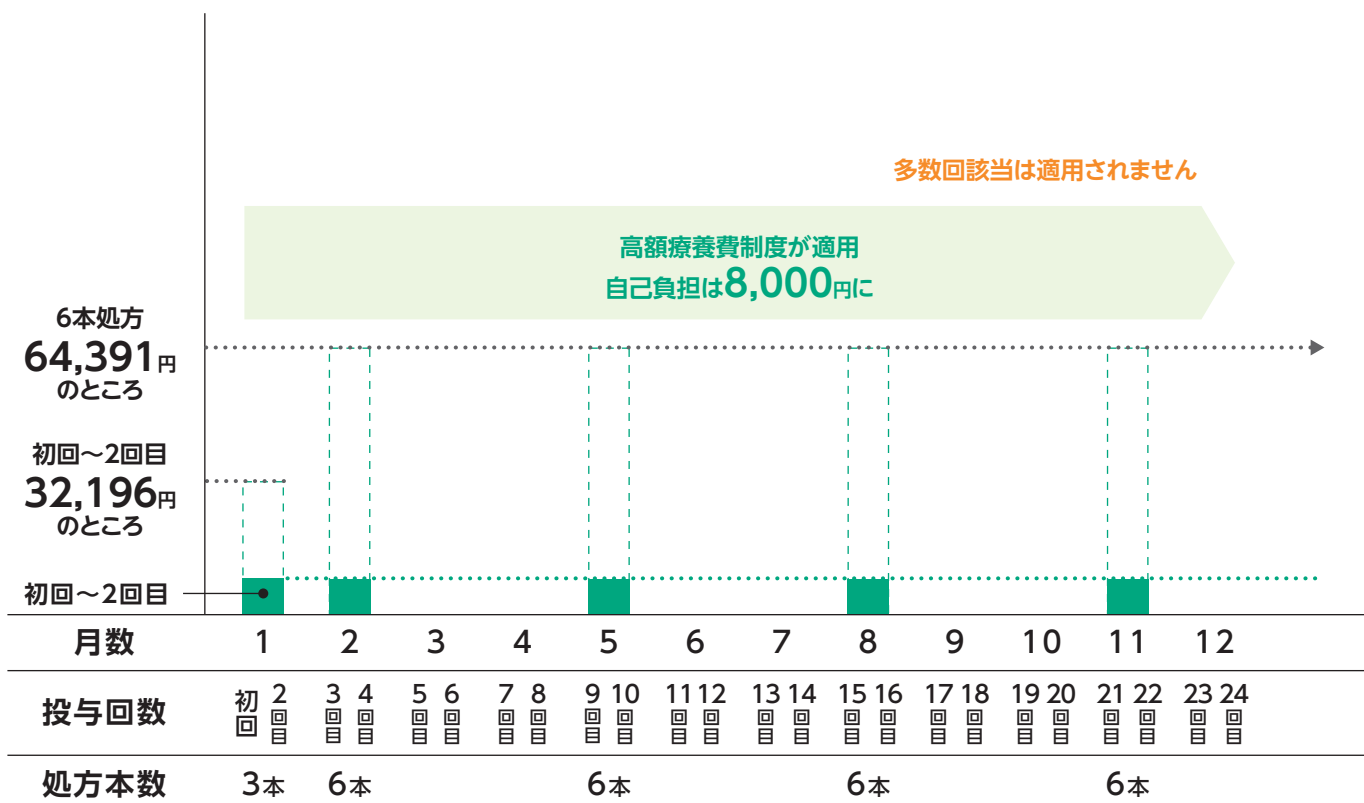
外来のみの場合、8,000円を超える分は高額療養費から支払われます。  
1ヵ月の医療費を合算しておくと、どのくらいの金額が高額療養費で支払われるのかわかります。

→詳しくは **11** をご参照ください。

## 2ヵ月分(4本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## 3ヵ月分(6本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



## ▶ 条件によって、薬剤費のみで高額療養費制度が適用されます

■ デュピクセント® ペンの薬剤費：1割負担(1本5,366円) 2024年11月時点

	導入:院内注射		維持療法時(院内/自己注射)			
	初回の注射 (2本)	2回目の注射 (1本)	2週間分 (1本)	1ヵ月分 (2本)	2ヵ月分 (4本)	3ヵ月分 (6本)
窓口で 支払う額 (1割)	10,732円	5,366円	5,366円	10,732円	21,464円	32,195円
自己負担 上限額	8,000円*					
高額療養費 支給金額	2,732円	—	—	2,732円	13,464円	24,195円
	同月に初回と2回目の 注射をした場合の薬剤費 16,098円		▶ 薬剤費だけで高額療養費制度が適用されます*			

\*月の自己負担上限額は外来のみの場合、一律8,000円。

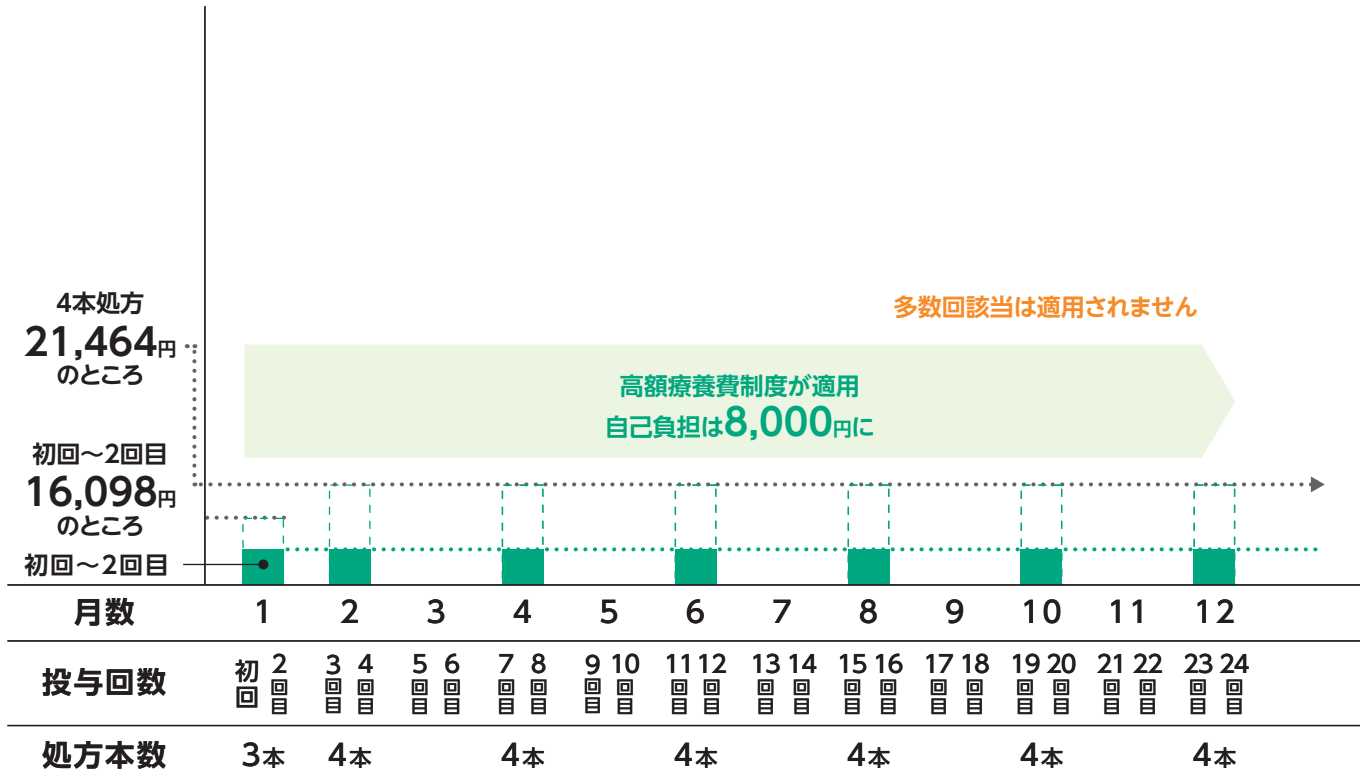
その他に医療費の支払いがあっても、  
外来のみの場合の支払いの上限額は8,000円です

外来のみの場合、8,000円を超える分は高額療養費から支払われます。  
1ヵ月の医療費を合算しておくと、どのくらいの金額が高額療養費で支払われるのかわかります。

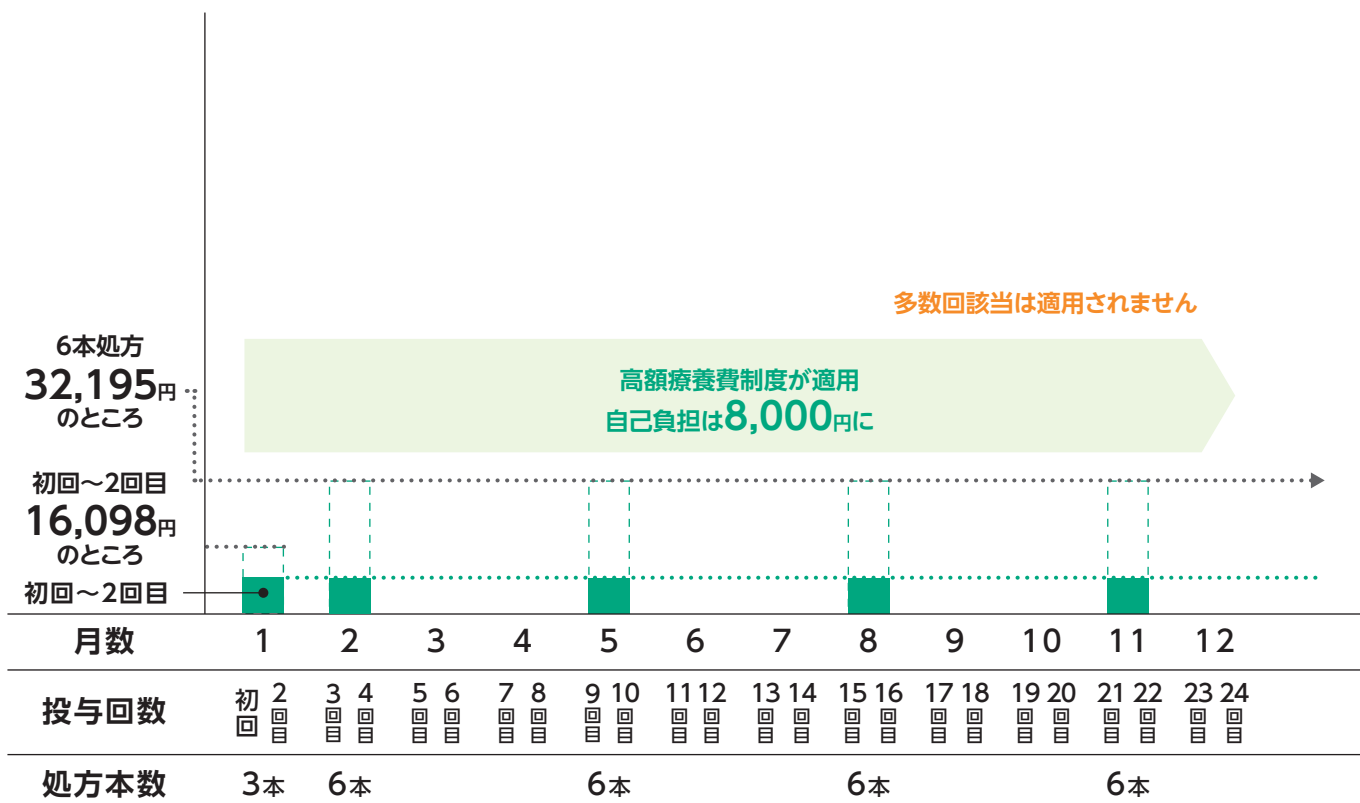
→詳しくは **11** をご参照ください。

2024年11月時点

## ■ 2ヵ月分(4本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



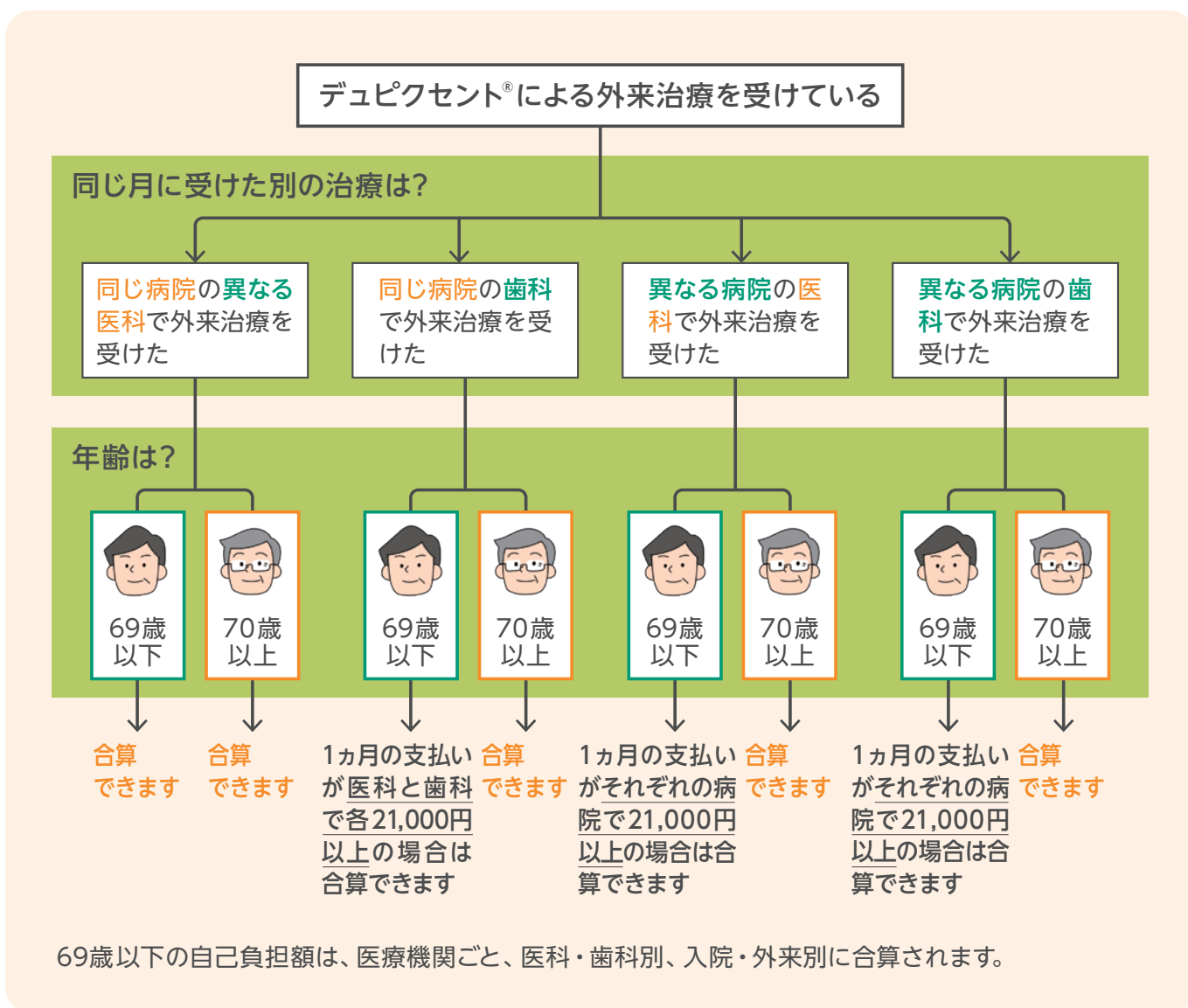
## ■ 3ヵ月分(6本)処方の場合 薬剤費の自己負担額



### ■ 同一人合算

1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費制度の適用となります。

### 合算できる場合



制度の詳細についてはこちらをご覧ください。

厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/hoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html)

## ■ 世帯合算

同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)の自己負担額を合算して申請することができます。

例

### 払い戻し額の計算例

69歳以下、適用区分「エ」(～年収 約370万円)の世帯の場合

父



1ヵ月に  
支払った自己負担額 = 45,000円  
(診療費+薬剤費=150,000円)

子



父と同じ月に  
支払った自己負担額 = 24,000円  
(診療費+薬剤費=80,000円)



父と子の自己負担額を合算すると

45,000円+24,000円  
=69,000円

父と子の医療費(診療費+薬剤費)を  
合算すると

150,000円+80,000円  
=230,000円

この世帯の自己負担の上限額は**57,600円**

払い戻し額=窓口で支払った自己負担額-自己負担の上限額

**11,400円** = 69,000円 - 57,600円

本人・家族の医療費とも、69歳以下の患者の分については、合算に制限があります。  
[1つの医療機関ごとの月間自己負担額(3割)が21,000円以上のもののみ合算可能。  
自己負担額が21,000円に満たない医療機関分の医療費は合算できません。]  
\*70歳以上の方は、金額にかかわらず自己負担額を合算できます。

デュピクセント®の操作方法と医療費助成制度へのご質問は、  
デュピクセント®相談室までお問い合わせください

専任  
スタッフが  
対応します

## デュピクセント®相談室

フリーダイヤル



0120-50-4970

ゴーヨクナレ

1

操作方法へのご質問

24時間365日

2

医療費助成制度へのご質問

平日9:00~17:00

※2でご提供するサービスは医療費助成制度をもととした医療費の目安をご案内するもので、医療行為や治療内容に関するご相談に対応するものではありません。また、医療費助成については自治体ごとに異なりますので、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

※デュピクセント®相談室では、応対品質の向上を目的として通話を録音しています。あらかじめご了承ください。